

町田市立図書館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012 年)8 月 3 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立図書館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

町田市立図書館設置条例の一部を改正する条例（平成23年6月町田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を改める改正規定のうち第2条に係る部分を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
町田市立中央図書館	町田市原町田三丁目2番9号
町田市立さるびあ図書館	町田市中町二丁目13番23号
町田市立鶴川図書館	町田市鶴川六丁目7番地2
町田市立金森図書館	町田市金森東三丁目5番1号
町田市立木曾山崎図書館	町田市山崎町2, 160番地
町田市立堺図書館	町田市相原町795番地1
町田市立鶴川駅前図書館	町田市能ヶ谷一丁目2番1号

附則中「条例は」の次に「、平成24年10月8日から施行する。ただし、第2条の改正規定（同条の表町田市立鶴川駅前図書館の項の部分に限る。）は」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市立図書館設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="193 504 743 754"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>町田市立金森図書館</td> <td>町田市金森東三丁目 5 番 1 号</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成 24 年 10 月 8 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定(同条の表町田市立鶴川駅前図書館の項の部分に限る。)は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において町田市教育委員会規則で定める日から施行する。</p>	名称	位置	略	略	町田市立金森図書館	町田市金森東三丁目 5 番 1 号	略	略	<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="825 504 1375 754"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>町田市立金森図書館</td> <td>町田市金森 1,021 番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において町田市教育委員会規則で定める日から施行する。</p>	名称	位置	略	略	町田市立金森図書館	町田市金森 1,021 番地	略	略
名称	位置																
略	略																
町田市立金森図書館	町田市金森東三丁目 5 番 1 号																
略	略																
名称	位置																
略	略																
町田市立金森図書館	町田市金森 1,021 番地																
略	略																